

資 料

（平成 20 年度税制改正について（地方税関係））

目 次

・平成20年度税制改正について(地方税)	1
----------------------------	---

＜道路特定財源＞

・地方における道路特定財源一覧	4
-----------------------	---

・地方における道路関係経費の財源構成	5
--------------------------	---

・地方道路特定財源の一般財源化・税法の取扱い	6
------------------------------	---

＜参考資料＞

・日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較	7
----------------------------	---

・OECD諸国の軽油1ℓ当たりの価格と税	8
----------------------------	---

・欧州諸国の軽油に係る税の税率の推移(指数:1980年＝100)	9
--	---

平成20年度税制改正（地方税）について

一 地域間の財政力格差の縮小

- 地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

I 法人事業税の改正

法人事業税（所得割・収入割）の標準税率の引き下げ

II 地方法人特別税の創設

- ①法人事業税（所得割・収入割）の一部（2.6兆円）を分離し、地方法人特別税（国税）を創設
- ②地方法人特別税の課税標準は法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）
- ③都道府県が賦課徴収
- ④平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用

III 地方法人特別譲与税の創設

- ①地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与
- ②譲与基準は、人口（1／2）及び従業者数（1／2）
（注）今回の改正による減収額が、財源超過額の1／2を超える場合、減収額の1／2を限度として、当該超える額を譲与額に加算。
- ③地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与

二 個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充

- 現行の対象寄附金に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国、政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金を追加する。
- 控除方式を所得控除から税額控除に改める。
- 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる。
- 地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除する。

三 自動車取得税・軽油引取税の税率等の特例措置

- 自動車取得税（税率） 取得価額の5%（軽自動車を除く自家用自動車に限る。）
- 軽油引取税（税率）32.1円／リットル
（注）上記税率は、平成20年5月1日から平成30年3月31日まで適用。
- 自動車取得税の免税点を「取得価額の50万円以下」とする特例措置を平成30年3月31日まで延長する。

四 証券税制

- 上場株式等の譲渡益・配当に係る3%の軽減税率を平成20年末をもって廃止する。その際、特例措置として平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について3%の税率を適用する。
- 平成21年以降に支払を受けるべき上場株式等の配当について、上場株式等の譲渡損失との間の損益通算の仕組みを導入する。

五 公益法人制度改革への対応

- 法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、法人税と同様の取扱いとする。

- 固定資産税については、
 - ・公益社団・財団法人が設置する一定の施設について、現行の民法第 34 条法人と同様の非課税措置を講じる。
 - ・一般社団・財団法人に移行した法人が設置する既存の施設について、非課税措置を平成 25 年度まで継続する。
- 特例民法法人に対しては、現行の民法第 34 条法人と同様の措置を講じる。

六 環境税制

- 自動車税について、環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車を重課する「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2 年延長する。
また、自動車取得税の低燃費車特例について、同様の見直しを行った上で、2 年延長する。
- 平成 21 年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置を創設する。

七 住宅税制

- 住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から 3 分の 1 を減額する（120 m² 分までに限る。）。
- 長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期優良住宅（仮称）について、固定資産税及び不動産取得税の特例措置を創設する。
- 新築住宅に係る固定資産税について、最初の 3 年度分（中高層耐火住宅は 5 年度分）、税額から 1/2 を減額する措置の適用期限を 2 年延長する。

八 その他

- 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する（平成 21 年 10 月支給分から実施）。

道路特定財源

(地方税関係)

地方における道路特定財源一覧

(単位：億円)

税 目 等		税 率	財源の帰属先	交付・譲与 の基準	20年度	暫定上乗せ分
地方税	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	都道府県(政令市※)	—	9,914	5,281
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	都道府県(政令市※) 30% 市町村 70%	(市町村への交付) 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	4,024	1,309
地方譲与税	地方道路譲与税 (地方道路税の収入額の全額)	<地方道路税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	都道府県(政令市※) 58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	2,998	461
	石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	都道府県(政令市※)	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	140	—
	自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	<自動車重量税> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	3,601	2,013
合 計					20,677	9,064

※ 政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分（政令市特例分）の道路の面積、自動車取得税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分（政令市特例分）の道路の延長及び面積に応じてそれぞれ交付・譲与されている。

(注1) 計数は、平成20年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

(注2) 交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・高速自動車国道・都道府県道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の4月1日現在である。

(注3) 交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種別等による補正が行われている。

地方における道路関係経費の財源構成

※H18決算

(単位:兆円)

都道府県

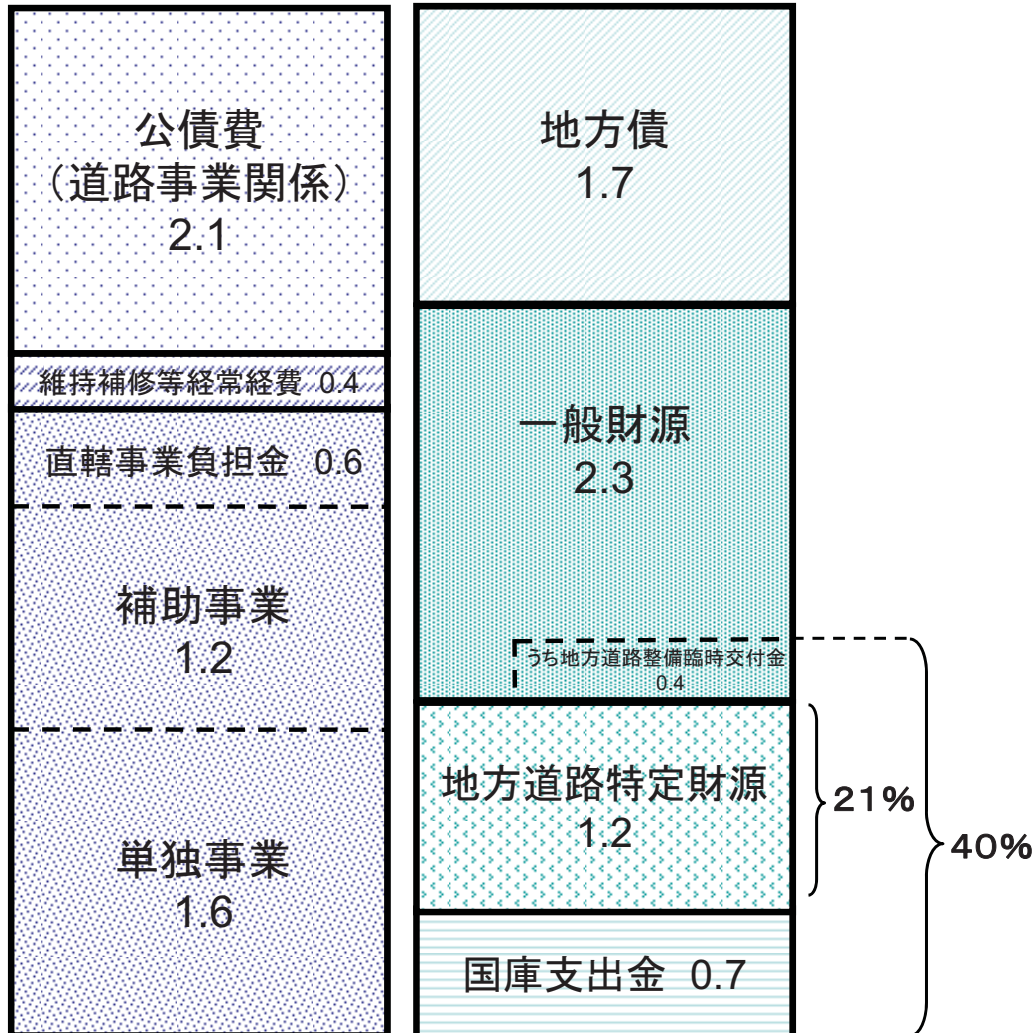
市町村

(歳出)

(財源内訳)

6.0

6.0

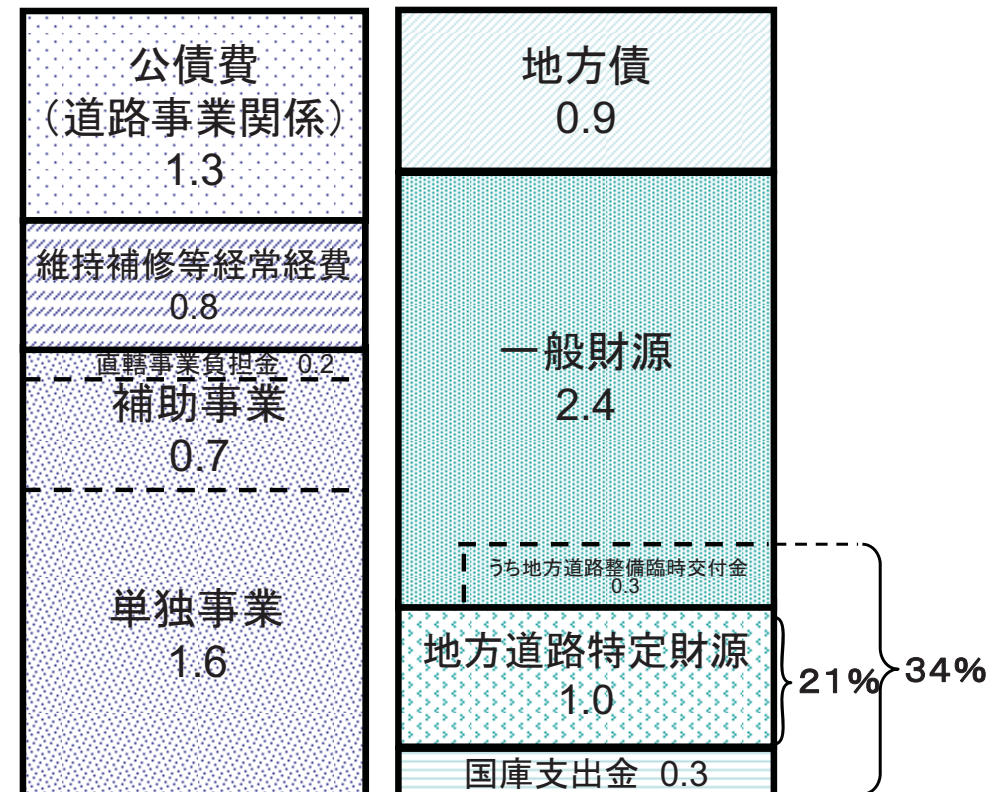


(歳出)

(財源内訳)

4.6

4.6



(注) 数値は小数点第2位以下を四捨五入して計上しているため合計と符合しない。

地方道路特定財源の一般財源化

衆・総務委員会 小川淳也君の質問
に対する増田総務大臣の答弁
(平成20年4月22日)

○小川淳也君

道路に関して二、三お尋ねさせてください。

福田総理は、来年度から道路財源を一般財源化
するということを明言されました。これは、地方
分もそうですね。

○国務大臣（増田寛也君）

お話しのとおりでございまして、地方の財源の
分についても一般財源化をするということでござ
います。

(以下略)

税法の取扱い

参・総務委員会 山下芳生君の質問
に対する増田総務大臣答弁
(平成20年4月8日)

○山下芳生君

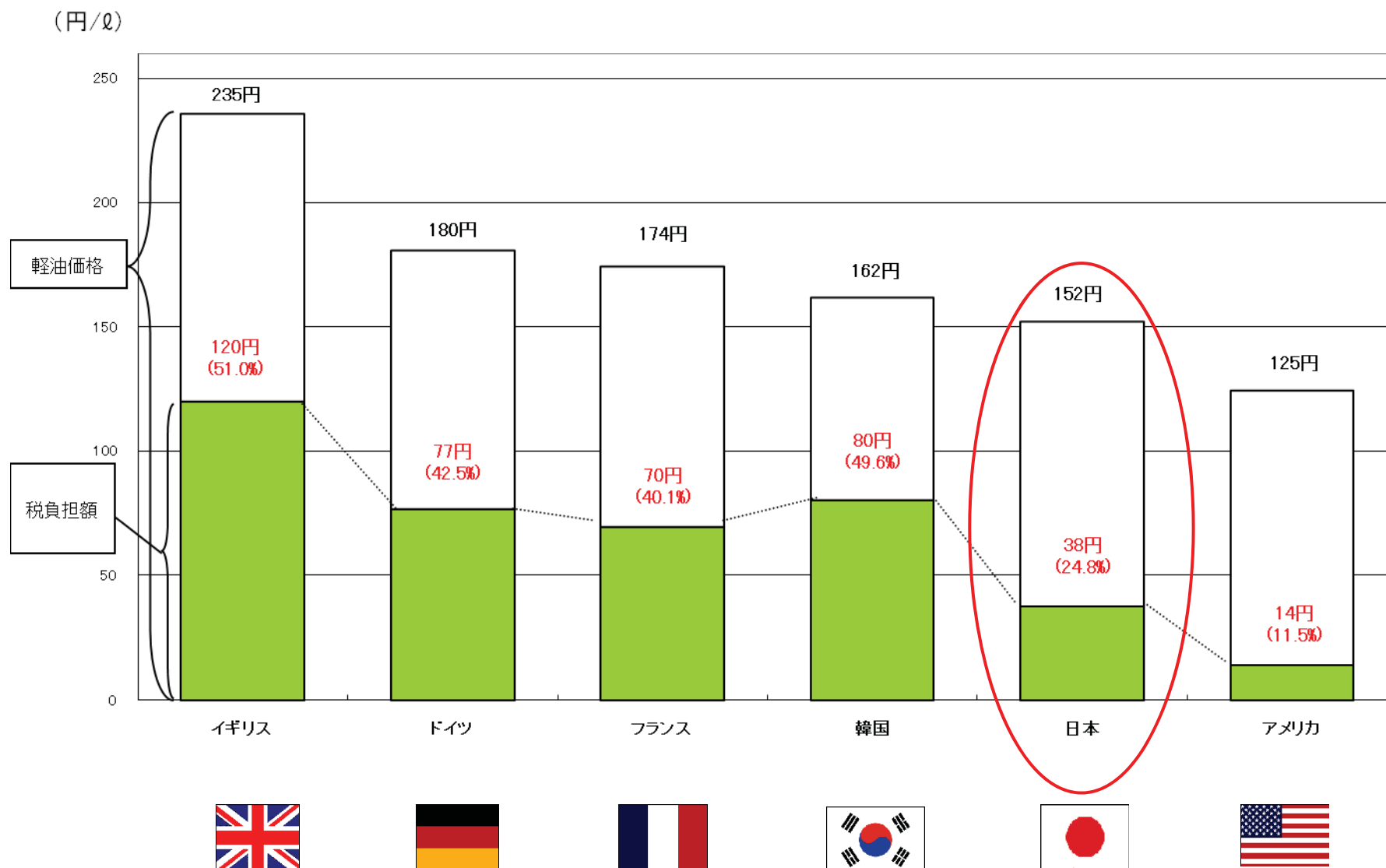
そうしますと、地方税法第七百条、道府県は道
路に関する費用に充てるため軽油引取税を課する
ものとする、及び同六百九十九条、道府県は道路
に関する費用に充てるため自動車取得税を課する
ものとする、これは改正しなければならないので
はないでしょうか。

○国務大臣（増田寛也君）

総理の御決断もこれも今後の与野党協議を、建
設的な協議を促していく上で決断をされたと、こ
ういうふうに理解をしているわけでございます
て、今後与野党の協議がどういうふうになるか
ということにかかわってくるわけでございますが、
あの提案をきちんとそのまま実現するということ
になりますと、今先生からお話がございました地
方税法の七百条、それから同六百九十九条、これ
につきましては法律的な改正の手当てが必要にな
ってくるというふうに思っております。

(以下略)

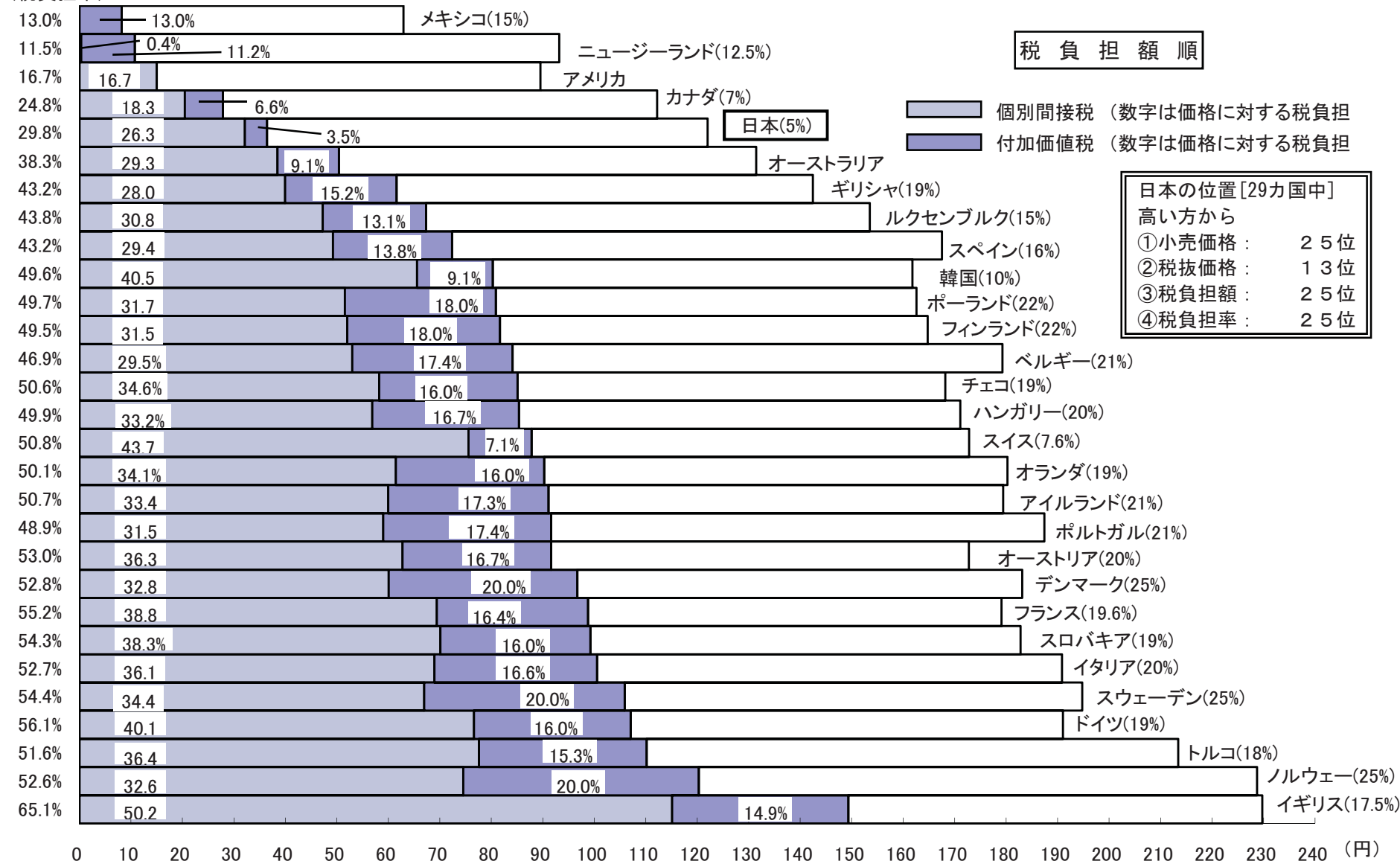
日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較



(注) 2008年4月時点IEA調べ(韓国は2007年7月～9月時点、日本は直近(石油情報センター調べ、2008年6月第1週))

OECD諸国の軽油1ℓ当たりの価格と税（2007年第3四半期）

（税負担率）



出典：IEA「エネルギー価格と税（2008年第1四半期）」

（注）1. 我が国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区表示されていない。

また、（）書きは、各国の軽油に対する付加価値税である。

2. 我が国の個別間接税は、軽油引取税である。

3. 換算レートは、2008年上半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。

欧州諸国における軽油に係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）

欧州諸国は、オイルショック以降、軽油に係る税率を段階的に引き上げてきています。
わが国は、93年に引き上げたのみで現在でも低い税率を維持しています。

